

## 公益社団法人 日本補綴歯科学会 登録歯科技工士制度規則

(令和3年5月21日制定)

(令和6年3月23日改正)

## 第1章 総 則

第1条 本制度は、国民の口腔保健の増進に貢献するためにも補綴歯科治療に関わる歯科技工士の生涯学習を支援し、最新の補綴歯科関連の知見に触れる機会を公益社団法人日本補綴歯科学会(以下「本会」という。)が提供することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために本会は、登録歯科技工士の制度を設け、登録歯科技工士制度の実施に必要な事業を行う。

## 第2章 登録歯科技工士等の審査機関

第3条 登録歯科技工士の資格を審査するために、修練医・認定医・専門医認定委員会を置く。

## 第3章 登録歯科技工士申請者の資格

第4条 登録歯科技工士としての登録を申請する者は、次の各号をすべて満たさなければならない。本会の会員資格の有無は問わない。

- (1) 日本国歯科技工士の免許を有すること。
- (2) 日本歯科技工士会または日本歯科技工学会の会員であること。
- (3) 本会または支部会の学術大会等での研鑽を希望していること。

## 第4章 資格登録申請

第5条 登録歯科技工士になろうとする者は、必要事項のすべてを記入した申請書(様式1)に、登録料2,000円を添えて、本会に提出しなければならない。ただし、準会員は登録料を免除する。

- 2 修練医・認定医・専門医認定委員会において審査に合格した者は、前項の申請に基づき登録を行い、登録証を交付するとともに本会会誌および本会総会において報告する。
- 3 登録料は毎年度分(4月から翌年3月まで)を当該年度の5月末までに納入しなければならない。ただし、登録料が未納の場合は登録を抹消する。
- 4 推薦者は1名とし、その1名は日本補綴歯科学会の指導医または専門医、あるいは日本歯科技工士会または日本歯科技工学会の会長とする。

## 第5章 登録歯科技工士の許諾内容

第6条 登録歯科技工士は、本会学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソおよび生涯学習公開セミナーへの参加ができる。

- (1) 学術大会参加費は登録料の完了をもってこれにかえる。
- (2) 本会学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソおよび生涯学習公開セミナーの聴講とSNSなどへの参加記録の公開。
- (3) メールマガジンの受信。
- 2 本会において研究発表を希望する登録歯科技工士は、1件の発表につき5,000円の登録料を支払うことで演者ないし共同発表者として発表を行うことができる。
- 3 本会に投稿を希望する登録歯科技工士は、1編の論文につき5,000円の登録料を支払うことで筆頭著者ないし共著者として投稿することができる。

## 第6章 資格の喪失

第7条 登録歯科技工士は、次の各号に該当するとき、修練医・認定医・専門医認定委員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
  - (2) 日本国歯科技工士の免許を喪失したとき。
  - (3) 登録歯科技工士の資格登録更新の手続きを行わなかったとき。
- 2 修練医・認定医・専門医認定委員会が登録歯科技工士として不相当と認め、理事会の承認を得たときは、その資格を失う。

## 第7章 補 則

第8条 この規則の改廃は、修練医・認定医・専門医認定委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

- 1 この規則は、令和3年5月21日から施行する。
- 2 この規則は、令和6年3月23日から施行する。